

## No.9 流速計試験所

### 技術概要

セレスでは、従来、国の流速計検定所で実施されていた発電水力流量調査に使用する流速計の検定業務が民間へ委譲された事に伴い、平成6年4月1日より発電水力流量調査用およびその他種々の用途の流速計の校正試験を行なっています。

校正試験は、(財)電力中央研究所・狛江地区内の試験水槽を借用し、セレスで構築した校正試験設備を用いて行っています。これらの試験設備は「発電水力流量測定規則(昭和40年6月15日、通商産業省令第55号)」の技術基準に適合しています。

### ● 試験設備

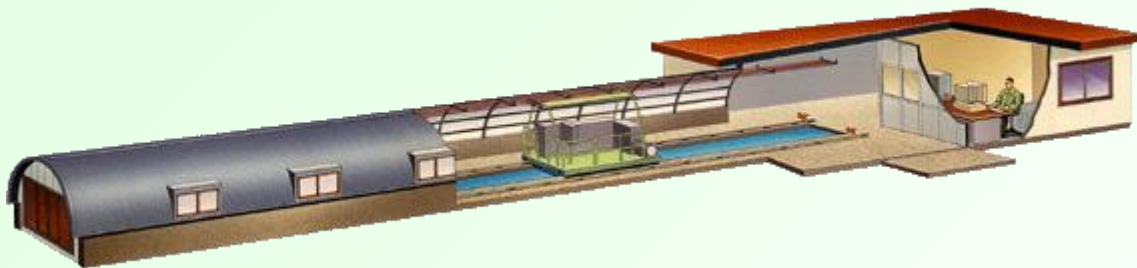


図-1 流速計試験所・概観図

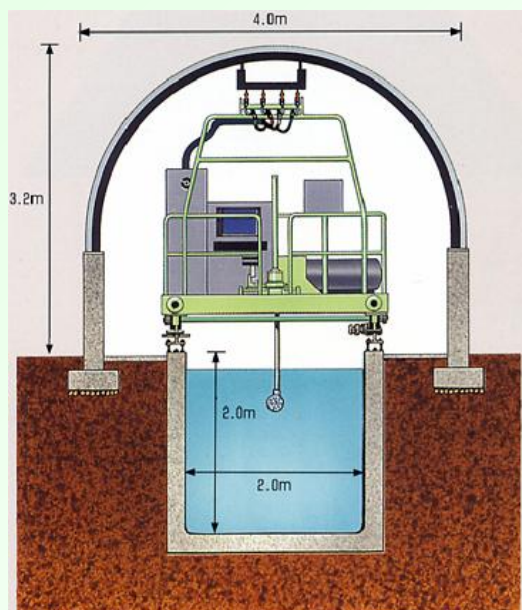


図-2 試験水槽・断面図

#### ● 試験水槽施設仕様

- ・水路長 : 160m
- ・水路幅 : 2.0m
- ・水深 : 1.8m

#### ● 試験台車本体仕様

- ・台車寸法 : 長さ 3500mm × 2500mm
- ・走行速度 : 0.01~6.0m/s  
(0.01m/s ごとに設定可能)
- ・速度変動 : 設定速度に対して±1%以内
- ・電動機 : インバーターモータ (22kw)
- ・速度検出方法 : ロータリーエンコーダー  
(分解能 : 0.1mm)  
: スリット板 (10mm)

## ● 試験予約

試験日、流速計の搬入日は原則として電話等で予約をして頂きます。

## ● 流速計の搬入・試験受付

流速計の搬入は原則として持ち込みとして頂きます。このとき、所定の申込書により試験の受付をして頂きます。

## ● 流速計の校正試験

発電水力流量調査用の流速計は発電水力流量測定規則の解釈第3条、第3項の係数試験の定めに従って試験を行います。その他の流速計もこれに準じた方法で試験を行います。

## ● 試験料金

定められた料金を指定の銀行口座に振込んで頂きます。

## ● 試験の記録

流速計の種類、番号、試験日、試験成績書等の記録は原則として5年間保存致します。

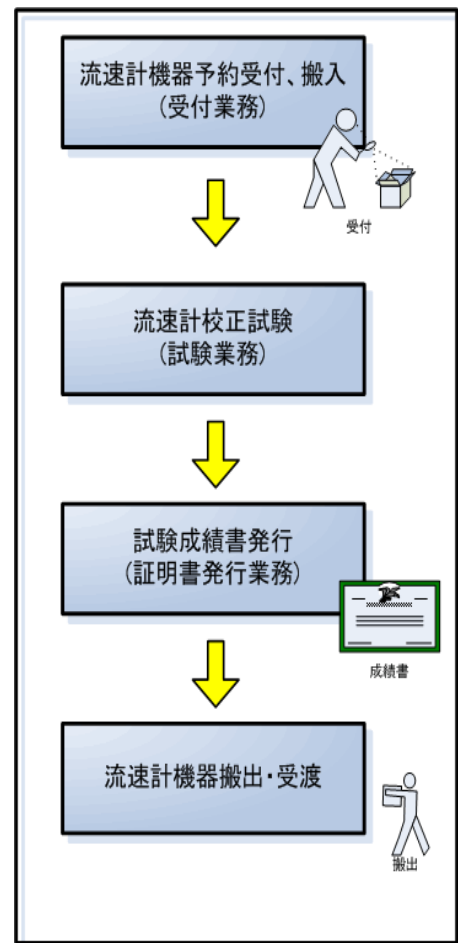


図-3 流速計校正試験フロー

## ★ 流速計試験設備の貸し出しについて

セレスの流速計試験設備は、お客様にお使い頂くことが出来ます(有料)。新製品の開発などにお役立て下さい。試験設備の運転は当社の専門のオペレーターが行います。詳しくはホームページをご覧くださいか、下記の流速計試験所に直接お問い合わせ下さい。

(株)セレス 流速計試験所

〒201-8511 東京都狛江市岩戸北 2-11-1 (財)電力中央研究所内

TEL: 03-3480-0611 FAX: 03-3480-0617

E-mail sikenjo@ceresco.jp



(株)セレス

## 問い合わせ先

本社 営業企画部

TEL: (03)5298-3233 FAX: (03)5298-3235

E-mail: ceres-mail@ceresco.jp